

平成 29 年度からの石狩浜海浜植物保護センターの運営について

○経過

- 平成 12 年 4 月の開設以来、平成 20 年まで施設の管理を石狩市公務サービス㈱に委託するとともに、専門職員を配置し運営
- 平成 20 年の事務事業見直しにおいて、本来のセンターの目的の達成や事務の効率化等を勘案し、指定管理者制度も含め検討を行ったが、現状では市の直接管理運営が最善との結論
- 平成 26～27 年度の運営委員会において、今後の保護センターのあり方について、「保護センターの機能を更に充実させ、市民が地域の宝として認識し、保全活動等の市民参加を促進していくためには、石狩浜の保全活動を主体的に行っている団体が運営することが望ましい。」と結論。

○運営の方向性

- ☞ 当面は、運営委託方式により、運営を市民団体等に委託し、施設の管理は市が行う。
- ☞ 将来的には、施設管理も含めた指定管理者制度に基づき市民団体等に委任する。
- ☞ 保護センターの設置目的を達成するため、受託者の創意工夫による事業活動に対して、交付金を交付する。

○委託の概要

委託方法	市（委託者）と市民団体等（受託者）の業務委託契約 ※契約期間は最長 1 年間で、毎年度締結する。
受託者	市民団体等 ※保護センターの設置趣旨から、海浜植物の保全活動に積極的な市民を中心に構成された団体を想定
委託料	人件費相当額＋諸経費 ※水道光熱費、施設維持管理費は市が負担する。
運営体制	受託者が運営責任者 1 名配置（年間）するとともに、開館期間（7ヵ月）に臨時の職員を雇用するなどして、常時 2 名体制で運営を行う。 運営責任者は、事業の企画立案、市との連絡調整等を担う。
開館期間・時間	4 月 29 日～11 月 3 日、9 時～17 時 ※火曜日（祝日の場合は翌平日）は除く
業務内容	保護センター条例第 2 条に基づき、以下の業務を、市と連携して実施する。 1. 来館者への案内・保護意識の醸成 2. 自然ふれあい学習等の体験学習の支援 3. ボランティアの育成、市民・他団体との交流促進 4. 調査研究、資料収集、普及啓発 等

現行どおり

○交付金の概要

受託者の創意工夫を活かした事業展開を促進するため、委託料とは別に、活動資金として下記の経費について交付金を交付する。

【H29 の最低要求水準】

- 保護センターのより魅力ある施設づくり
- ボランティアの育成とボランティア活動の支援
- 市内の小中学校への情報発信と子ども向けイベントの充実

※次年度以降は、運営委員会ですり協議

費 目	対象項目の例	備 考
報償費	外部講師謝金、ボランティア謝金、表彰等の報奨金	
旅費	外部講師旅費、会議等に出席するための旅費（別途市と協議）	
需用費	図鑑等購入費、消耗品費、印刷費、燃料費等	単価 10,000円未満
役務費	郵送料、切手代、手数料等	電話代を除く
使用料及び賃借料	会場費、車両・物品賃借料等	
備品購入費	自然観察用機器、工作道具等最低限必要な物品等（別途市と協議）	汎用性の高いもの（カメラ・ビデオ・パソコンなど）は除く
原材料費	観察園、再生園の整備・維持に必要な材料費	
交付金及び補助金	他団体への補助	ハマナス再生プロジェクトを実施する実行委員会に限る。

※会の通常活動における経費は除く。

### ○制度の見直し

運営委託及び交付金の交付による各種活動の状況を踏まえ、平成 32 年度（想定目標）からの指定管理者制度への移行を検討するとともに、それまでに、受託者の体制強化や人材育成によるセンター運営の効率化等の把握に努める。

なお、運営状況次第では、指定管理者制度への移行時期を早めることも検討する。

石狩浜海浜植物保護センター管理運営アウトソーシング工程表(案)

